

# 『鳥取県青少年健全育成条例の改正に関するアンケート』の 結果等及び今後の対応

平成 27 年 1 月 13 日

担 当 課	青少年・家庭課
担 当 者	高野
連 絡 先	0857-26-7076

## 1 アンケート結果を反映した事業の状況

- 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正を行った（7月8日公布、10月1日施行）。
  - ・保護者へインターネットの利用について、青少年の年齢等に応じペアレンタルコントロール等の措置を行うよう努力義務を追加した。
  - ・販売事業者へ、インターネットが利用できる機器を販売する際にはペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付の義務を追加した。
- 条例改正の周知のため「今すぐ始めよう！！ペアレンタルコントロール」のリーフレットを作成し、全県の小学校、中学校、高校を通して全生徒へ配付した。また、各種研修会や講演会等へも配付している。今後、保育園、幼稚園へも配付する。
- 「今すぐ始めよう！！ペアレンタルコントロール」と題した講演会を東・中・西部地区3箇所で開催し、意識啓発に努めた。

## 2 記述意見に対する対応方針 記述式の設問なし